

## 稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(勧告)</p> <p>第8条 条例第20条第1項の規定による勧告は、別記第2号様式の小型風力発電設備等の設置及び運用に関する勧告書により行うものとする。</p> <p>2 条例第20条第2項の規定による通知は、別記第3号様式の改善措置確認通知書により行うものとする。</p>	<p>(勧告)</p> <p>第8条 条例第20条の規定による勧告は、別記第2号様式の小型風力発電設備等の設置及び運用に関する勧告書により行うものとする。</p> <p><b>【新設】</b></p>
<p>(命令)</p> <p>第9条 条例第21条第1項の規定による命令は、別記第4号様式の小型風力発電設備等の設置及び運用に関する命令書により行うものとする。</p> <p>2 条例第21条第3項において準用する条例第20条第2項の規定による通知は、別記第3号様式の改善措置確認通知書により行うものとする。</p>	<p>(命令)</p> <p>第9条 条例第21条第1項の規定による命令は、別記第3号様式の小型風力発電設備等の設置及び運用に関する命令書により行うものとする。</p> <p><b>【新設】</b></p>
<p>(公表)</p> <p>第10条 市長は、条例第22条第1項の規定による公表の予定期間（以下「公表予定期間」という。）の初日の14日前までに、事業者等に対し別記第5号様式の小型風力発電設備等の設置及び運用に関する命令違反事実公表予告書により、公表を行う旨を予告するものとする。</p> <p>2 条例第22条第1項に規定する者が、同条第2項の意見を述べるに当たっては、公表予定期間の初日の3日前までに、別記第6号様式の小型風力発電設備等の設置及び運用に関する命令違反事実公表前意見書により行うものとする。</p> <p>3 市長は、条例第22条第1項の規定による公表を行うときは、同項に規定する者に対し、事前に別記第7号様式の小型風力発電設備等の設置及び運用に関する命令違反事実公表通知書により、公表を行う旨を通知するものとする。</p> <p>4 <b>【略】</b></p> <p>5 市長は、事業者等が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、条例第22条第1項の規定による公表を猶予することができる。</p> <p>(1) 条例第21条第1項又は第2項の規定による命令の期限までに小型風力発電設備等の不適切な状態の改善に至らなかったが、当該小型風力発電設備等の運転を停止し、当該改善を行う旨を書面で誓約したとき。</p> <p>(2)～(4) <b>【略】</b></p> <p>(立入検査等)</p>	<p>(公表)</p> <p>第10条 市長は、条例第22条第1項の規定による公表の予定期間（以下「公表予定期間」という。）の初日の14日前までに、事業者等に対し別記第4号様式の小型風力発電設備等の設置及び運用に関する命令違反事実公表予告書により、公表を行う旨を予告するものとする。</p> <p>2 条例第22条第1項に規定する者が、同条第2項の意見を述べるに当たっては、公表予定期間の初日の3日前までに、別記第5号様式の小型風力発電設備等の設置及び運用に関する命令違反事実公表前意見書により行うものとする。</p> <p>3 市長は、条例第22条第1項の規定による公表を行うときは、同項に規定する者に対し、事前に別記第6号様式の小型風力発電設備等の設置及び運用に関する命令違反事実公表通知書により、公表を行う旨を通知するものとする。</p> <p>4 <b>【略】</b></p> <p>5 市長は、事業者等が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、条例第22条第1項の規定による公表を猶予することができる。</p> <p>(1) 条例第21条の規定による命令の期限までに小型風力発電設備等の不適切な状態の改善に至らなかったが、当該小型風力発電設備等の運転を停止し、当該改善を行う旨を書面で誓約したとき。</p> <p>(2)～(4) <b>【略】</b></p> <p>(立入検査等)</p>
<p>第11条 市長は、条例第25条第1項の規定により当該職員に立入検査又は質問（以下「立入検査等」という。）をさせるときは、立入検査等の日の5日前までに、事業</p>	<p>第11条 市長は、条例第25条第1項の規定により当該職員に立入検査又は質問（以下「立入検査等」という。）をさせるときは、立入検査等の日の5日前までに、事業</p>

者等に対して別記第8号様式の立入検査等実施通知書によりその旨を通知するものとする。

2 **【略】**

3 条例第25条第2項の身分を示す証明書は、別記第9号様式の立入検査員証によるものとする。

別記第2号様式（第8条関係） **【別添】**

別記第3号様式（第8条、第9条関係） **【別添】**

別記第4号様式（第9条関係）

別記第5号様式（第10条関係）

別記第6号様式（第10条関係）

別記第7号様式（第10条関係）

別記第8号様式（第11条関係）

別記第9号様式（第11条関係）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

者等に対して別記第7号様式の立入検査等実施通知書によりその旨を通知するものとする。

2 **【略】**

3 条例第25条第2項の身分を示す証明書は、別記第8号様式の立入検査員証によるものとする。

別記第2号様式（第8条関係）

**【新設】**

別記第3号様式（第9条関係）

別記第4号様式（第10条関係）

別記第5号様式（第10条関係）

別記第6号様式（第10条関係）

別記第7号様式（第11条関係）

別記第8号様式（第11条関係）